

WEUと欧洲共通安全保障防衛政策

臼井 実稻子

WEU and European Security and Defense Policy

Mineko USUI

1. マーストリヒト条約・アムステルダム条約におけるWEU

欧洲において欧洲安全保障・防衛問題を欧洲機構の文脈、すなわちNATOの枠外で語られることは長い間タブーとされてきた⁽¹⁾。その中、1987年10月、WEU理事会は「欧洲安全保障利益に関する綱領」を採択し、欧洲安全保障に関する協力の基本的指針を示した。「欧洲統合が安全保障と防衛面を含まない限り不完全なものにとどまり、従って、WEUの活性化が欧洲統合の過程に重要な寄与をなす」と「綱領」は詠い、欧洲統合のプロセスに安全保障・防衛問題を持ち込む布石となったのである。

その後、WEUをとりまく状況は大きく変化した。1991年にEC（当時）加盟国は、共通外交安全保障政策（CFSP）に着手することを決定し、翌年2月に調印した欧洲連合条約（マーストリヒト条約）で、欧洲連合（EU）の二番目の柱としてCFSPを挙げたのである。このマーストリヒト条約でEUは「外交と防衛問題に関するすべての領域を含む共通外交安全保障政策を形成し、実施する」とし、CFSPには「共同防衛に至る共通防衛政策を最終的に形成すること」が含まれるとした。そして条約付属宣言で防衛問題について、WEUを「欧洲連合の発展に不可欠な要素」とし、「防衛的側面を含む連合の決定の検討および実施」をWEUに要請するとした。また「欧洲理事会はWEUと合意の上、必要な実施細目を決定する」とした。

マーストリヒト条約の改正条約として、1997年10月に調印、99年5月に発効したアムステル

ダム条約は欧洲安全保障防衛面でのEUの役割を想定する規定を有しており、また次のようなCFSP強化策を盛り込んでいた。すなわち、CFSP上級代表職の新設、理事会事務局内に政策企画・早期警戒部の新設、共通戦略の導入による特定多数決の拡大、建設的棄権の導入などによるCFSPの強化であった。

WEUに関しては、欧洲理事会が決定した場合、WEUのEUへの統合の可能性があることを視野に入れ、制度面でEUとWEUとの関係を強めることとし、またEUは防衛に関わる決定を策定し、実施するためWEUを利用するところが条約本文に明記された。またWEUが「ペータースベルク任務」としてすでに遂行していた任務がアムステルダム条約第17条2項に「人道救助・平和維持・危機管理における平和執行を含む実践部隊の任務」として盛り込まれた。

ところで、WEUのEU統合に関する条項は発効後5年以内に見直すとされ、1年以内にEUとWEUとのより強化された協力についての取り決めをすることになっていた。留意すべきことは、アムステルダム条約の本文・宣言ともEUがWEUを統合し、独自の軍事部門を確立することについては明確な規定をしていないことである。実際、この条項については、加盟各國の考え方の相違がみられた。すなわち、フランス、ドイツなどは、WEUをEUと統合し、平和維持活動などに欧洲共同で軍隊を派遣する基盤としようとの構想を抱いており、この構想をアムステルダム条約にとりこみ、EU主導で欧洲独自の防衛体制を築くことをめざしていた。

またイタリアは、WEUのEUへの統合の時期を条約に明記することを主張した。これに対して、NATOの一体感が損なわれるようなことは避けるべきとするイギリスは、WEUのEUへの統合に反対した。また、スウェーデン、オーストリア、フィンランド、アイルランドの中立政策を掲げる国は、EUが軍事機構としての性格を持つことを嫌い、イギリスとともにWEUの統合に反対した⁽²⁾。従って、アムステルダム条約では、WEUのEUへの統合問題を5年以内に再検討するという妥協策で落ち着いたのである。

防衛面においてCFSPが進展をみせたのは、1998年12月のサンマロでの英仏首脳会議後発表された宣言で、欧洲安全保障政策の新たな道を開けたからである。この英仏首脳によるサンマロ宣言⁽³⁾では、WEUの扱いについて具体的な方策に触れこそしなかったが、「EUに独自の軍事行動をとる能力を持たせるべきだ」とされた。それまでNATO重視の立場からWEUのEUへの統合に強く反対してきたイギリスのこの方針転換により、欧洲安全保障政策の実質的進展がはじまった。コソボ紛争の経験が、イギリスをはじめとするEU加盟諸国を、外交政策に軍事力の裏付けを持たせる方向へと導いたのである⁽⁴⁾。

2. 欧州防衛元年—WEU機能のEUへの移行のはじまり

ユーロが出現した1999年はまた、EUがその歴史上はじめて軍事的役割を引き受けた年となつた⁽⁵⁾。1999年6月のケルン欧洲理事会は、危機管理能力の創造に乗り出すことを決定し、「安全保障および防衛に関する共通欧洲政策の強化に関する宣言⁽⁶⁾」を採択した。宣言ではEUが国際舞台で十分な役割を果たせるよう、欧洲共通安全保障防衛政策に関して責任を引き受けるに必要な手段と能力をEUに付与するとした。またEUはペータースベルク任務を遂行するためにEUが必要なWEUの能力を取り込み、発展させていくことを決定した。2000年末までに必要な決定をするとし、この場合WEUは機構としてその目的を完遂したことになるとした。併せ

て加盟国は集団防衛義務に拘束されないことを決定した。またCFSP上級代表に、当時NATO事務総長だったハビエル・ソラナが内定し、99年10月に就任し、翌月からはWEU事務局長も兼任することになった。

1999年1月から6月まで、EUとWEUの議長国が初めて一致し、ドイツがその任に当たつた⁽⁷⁾。WEUもケルン欧洲理事会の決定を歓迎した。1999年11月にルクセンブルクで開催されたWEU外相・国防相会議はルクセンブルク宣言⁽⁸⁾を採択した。その中で、EUがペータースベルク任務を引き継ぐために必要となるWEUの機能をどのような方法で取り込むかを含め、今後EUが欧洲共通安全保障防衛政策に関する責任を引き受け、より効果的な欧洲の軍事力を発展させるため今後なされるであろう決定に期待する旨表明した。

また、EUが必要とする場合、WEUの作戦能力をEUに提供し、防衛的意味をもつEUの決定と行動を支援する用意のあることを表明した。具体的にはWEU事務局、軍事スタッフ、衛星センターおよび安全保障研究所へのアクセス受け入れを申し出た。またEUが危機管理という分野で新たな責任を果たすように、必要とみられるWEUの遺産(legacy)およびWEUの機能を準備し、WEU諸国の利害を満たす満足な取り決めを展開させることが望ましいとWEU加盟国外相・国防相は表明した。そして広く安全保障と防衛問題についての協議の場をWEUが提供することを表明した。

一方、EUは、1999年12月にヘルシンキで開催されたEU首脳会議で、紛争防止と危機管理の責任を果たすため効果的な軍事力を有し、軍事的政治的構造を立ち上げることを決定した。CFSPを補強する手段として、NATOの関与しない国際的危機に対応するEU主導の緊急対応部隊の設置を決定した。この部隊は、加盟国が装備と兵力を提供し、ひとつの指揮系統のもとで行動する5・6万人規模の部隊で2003年までに出動体制を整えるとされた⁽⁹⁾。

またこの会議では、共通欧洲安全保障防衛政策(CESDP)に関する事項を討議するための国防相を加えた拡大理事会を開催すること、

政治安全保障委員会 (a permanent Political and Security Committee)、軍事委員会 (Military Committee)、軍事スタッフ (Military Staff) などの政策決定機構を設置することが決められた。これらはすでにWEUに存在しているもので、これらと併存することになった⁽¹⁰⁾。

3. 欧州安全保障防衛政策とWEU総会

ポルトガルがWEUとEU双方の議長国になった2000年前半、WEUは、WEUがこれまで培ってきた防衛能力をEUに十分役立たせつつ、WEUの今後の役割を考えなければならなかつた⁽¹¹⁾。ケルンEU首脳会議で、EUがペータースベルク任務の分野で新たな責任を遂行することが決定後、徐々にWEUの危機管理機能のEUへの移行は進められており、このことが欧洲防衛機構としてのWEUに影響をおよぼすことは必須であった。

WEUの危機管理機能のEUへの移行が徐々に進むなか、WEU総会が早い時期から問題にしたのが、今後CESDPを欧洲レベルで取り入れる場合、議会がどのような形で関与できるのかという問題であった。WEUでは修正ブリュッセル条約第IX条12で、理事会はWEU総会に定期的に報告をおこなう義務を有しているが、EUにおいてはCESDPに関して議会による拘束規定は未だ無く、議会が安全保障防衛問題に関与することは現状では不可能であった。このようないわゆる「民主主義の赤字」を阻止するために、WEU総会において1999年10月に特別会議が開催された。この会議では「目下、WEUの責任となっていて、今後EUに引き継がれるであろう、欧洲レベルでの（安全保障防衛問題に関する）民主的議会審査を維持、促進するための選択肢を示すべき」であるという「命令107⁽¹²⁾」が採択された。その後も、委員会および理事会でこの問題に対しての討議が続けられた。

2000年3月にWEU総会は欧洲安全保障防衛会議 (European Security and Defence Assembly: ESDA) を新たに創設する提案をおこなった。このESDAは各国の国会議員の視点から

EUの安全保障機構の活動を監視するものであり、欧洲連合条約を法的根拠とし、15のEU加盟国とEU加盟候補国およびEU非加盟の欧洲のNATO国15ヶ国を構成員とするものである。これはリスボンでのWEU特別総会で提案され（リスボンイニシアティブ）、これにより欧洲安全保障防衛問題における議会の役割についての問題が提起された⁽¹³⁾。

2000年5月ポルトでのWEU外相・国防相会議ではWEUの今後の役割について、EUの進展に従い、翌月までに必要な決定をするよう確認した。軍事スタッフとWEU諸機関のスタッフの処遇も含めて、WEUの今後を考える役割が事務局や常設理事会に委ねられた。翌月にWEU総会は総会を「臨時欧洲安全保障防衛総会 (The interim European Security and Defence Assembly (iESDA)」に移行させることを決め、移行準備を進める先導委員会を設置した。この決定がなされた背景には、前述（注15）の報告書で述べられたようにWEU総会が修正ブリュッセル条約に基づき、欧洲で安全保障防衛問題を討議する唯一の機関であること、そしてEUが欧洲防衛に着手するにあたって、WEUが準加盟、連合パートナー、オブザーバー一国含めその加盟国が28カ国にのぼることが挙げられよう。WEU諸国の中にはEU加盟候補国、NATO非加盟国など欧洲安全保障防衛についての討議に参加し得る機会が無い国々があり、これらの国々にとって欧洲安全保障防衛問題へ関与する場としてWEU総会提案は歓迎すべきものであったと思われる⁽¹⁴⁾。その後現在に至るまで、WEU総会はESDA実現に向けて欧洲議会と意見交換を重ねるなど、活発な活動を続けている。

4. マルセイユWEU外相・国防相会議の決定

2000年11月13日にマルセイユでWEU外相・国防相会議が開催された。その翌月はケルン欧洲理事会で決定したペータースベルク任務を遂行するためにWEUの危機管理機能の取り込みのための目標期限だった。すでにWEUからEUへの危機管理機能の移行は進められており、WEUの今後についての議論が深められてい

た。

この会議で決定したことは以下の点である⁽¹⁷⁾。

- (a) WEUは危機管理の責任をEUに引き継ぐ。
- (b) WEUの残された機能と諸機構は、2001年7月1日までは存続する。加盟国は修正ブリュッセル条約、特に条約V条(集団防衛)とIX条(総会との関係)に関与し得る。
- (c) WEU軍事スタッフは活動を停止する。
- (d) WEU衛星センターとWEU安全保障研究所は2002年まではWEUの管理下におき、2002年に「部局」の形でEU内に設置する。
- (e) EU・WEU間、WEU・NATO間の定例の協議メカニズムは一時停止する。
- (f) クロアチアの地雷除去部隊(WEUDA M : the Demining Assistance Mission to Croatia)はスウェーデンおよびWEUの管理下におき、この作業が終わるまで続行する。
- (g) アルバニアへの警察派遣(MAPE : the police mission Albania)はEUに引き継がれる。
- (h) ロシア、ウクライナ、地中海諸国との協力はEUに引き継がれる。
- (i) 大西洋フォーラムは打ち切り、WEU安全保障研究所内の類似の活動に引き継がれる。
- (j) WEAGは兵器分野における協力機能を果たすため続行する。

EUに移行されるWEUの機能と諸機構をみていくと、危機管理機能については、冷戦後とくに1992年にペータースベルク宣言でWEUが軍事的役割を果たすため、加盟各国からなる部隊を編成して、人道支援、平和維持、危機管理の任務を果たすことを明らかにしてから、WEUの動きは活発化した。そしてその具体的活動がWEUDAMであり、MAPEである。これらはEU理事会から要請されたもので、WEUDAMは98年11月、MAPEも98年9月と99年3月にそれぞれ要請された。また98年にはWEUサテライトセンターによるコソボ情勢監視要請がEU理事会からなされた。EU理事会から

WEUに支援要請があったのはこの3度である。WEUとしては、旧ユーゴスラビア紛争勃発当初、加盟国の足並みが揃わずWEUの名のもとに軍隊こそ派遣出来なかつたが、次の役割を果たした。すなわち、武器禁輸措置実施状況の監視のためのアドリア海への艦艇派遣とドナウ川流域への非軍事的監視団の派遣、そしてボスニアヘルツェゴビナのモスタールへのWEU警察部隊の派遣である。

そして危機管理のための活動を含め政策決定、作戦立案、作戦調整に関わっていたのが軍事スタッフ(WEU Military Staff)である。WEUの作戦能力はNATOおよびEUとの密接な協力をもとに高められていった。とくにペータースベルク宣言の後、WEU事務局をロンドンからブリュッセルに移転してからNATOとの協力関係は強まった。また宣言に従い、「WEUに差し出し可能な軍事力」(FAWEU)が軍事計画部に登録されるようになった⁽¹⁸⁾。

またWEUサテライトセンター⁽¹⁹⁾とWEU安全保障研究所⁽²⁰⁾はWEUにとって貴重な財産であった。とくにサテライトセンターは「WEUという王冠の宝石⁽²¹⁾」と表現されるほどのものである。従って、この2つの機関はEUの部局(agency)として設置されることになったと思われる⁽²²⁾。

WEUはまた、これまで非WEU国との協力関係を保持してきた。とくにロシア、ウクライナとの関係は欧州の安定にとって重要であるとの認識から定期協議がもたれてきた。また非WEU国の地中海諸国である、アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、モーリタニア、モロッコ、チュニジアとはWEUの活動報告と危機管理を中心とした相互の関心事についての意見交換を行っており、またブリュッセルに駐在する大使館員との定期会合がもたれていた。1995年からはEU加盟候補国マルタとキプロスとの対話もはじまり、EUとの関係促進に寄与してきた⁽²²⁾。

またWEU安全保障研究所に移された大西洋フォーラムはアメリカ、カナダとのNATOとWEU理事会、政府間の交流である。WEUは欧州安全保障防衛政策をこのフォーラムを通して

て北米に説明してきた⁽²³⁾。

この決定でEUに組み込まれないことになったWEAG (Western European Armaments Group)は、マーストリヒト条約の付属宣言でEUに検討することが付託された、欧州軍備庁創設を目的とする兵器分野における協力強化のための機構である。それまでIEPGと称していた独立機関が、1992年に常設機構としてEUに組み込まれたものである⁽²⁴⁾。WEAGの目的は、防衛資源の有効利用、国内の防衛市場を国境を越えた競争にさらすこと、欧州防衛技術および産業基盤の強化、研究・開発協力であるが近年の防衛予算の削減傾向、急速な技術革新によりWEAGの目的の進展が求められている。このような現状から欧州各国もこの分野での緊密な協力を求め、2000年になってオーストリア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ポーランド、スウェーデンが加盟した。現在の加盟国は19カ国である⁽²⁵⁾。

またWEAGは前述の欧州軍備庁の先駆け機関となるWEAO (Western European Armaments Organization)を1997年にWEUの付属機関として発足させ、軍事技術の研究協力の役割を担っている。WEAG、WEAOの枠組みとも欧州の軍備調達機能協力の緩やかな傘を提供し、WEUの枠外で二国間および多国間の軍備協力を求めるという柔軟性を有している⁽²⁶⁾。これまでのWEAGとEUとの関係をみると、1998年11月のWEU国防相会議にEUの産業関係担当欧州委員が初めて公式に参加し、防衛産業関連問題が話され、WEAGとEUの協力関係がWEU文書に記されて以後、必要な場合話し合いが持たれている。WEAGのスタッフ・グループは国家軍備主管長の常駐代表がメンバーであり、彼らを通じて、WEAGはEUやNATOとの関係を維持している。

このような機関をこの時点でEUに移行させず、続行させることになった理由として考えられることは、現在単一市場に軍需物資を含めることに反対を示しているEU加盟国の存在が挙げられよう。WEAGがEUに移行すれば、すでに組上にあるEU内で欧州防衛産業強化のための産業政策の見直しの動きが早まる可能性があ

ろう。

また最近の欧州防衛産業のめまぐるしい再編・合併の動きが示すように、この業界の先行きの不透明さ、そしてこれと関連し、WEUの非公式機構でWEAGと同様に軍備協力を目的としているOCCAR⁽²⁷⁾ (Organisation Conjointe de Cooperation en Matiere d'Armement) の最近の動向もWEAGを当面現状のまま続行させることにさせたと思われる。英・独・仏・伊の欧州の主要な武器生産国がメンバーであるOCCARは最近その加盟国を増やそうとする動きを強めており⁽²⁸⁾、この動きがEUの安全保障防衛政策の構築にきわめて重大な影響を与えると考えられるからである。

ところで、2000年11月のマルセイユ外相・国防相会議決定では、残存の機能と機構は2001年7月1日までは存続するとしているが、厳密にこの時までにそれらすべての機能を終了させる、あるいは他機構に移行させることは不可能と思われる⁽²⁹⁾。

5. むすび

1999年3月、WEUがEUに防衛能力を提供することを総会提案として提出してから3ヶ月後、EUが軍事的役割を引き受けることを初めて表明し、「WEUの歴史に幕を下ろす」具体的動きがはじまった。ケルン欧州理事会で出された「安全保障防衛に関する共通欧州政策の強化に関する宣言」では、ペータースベルク任務を遂行するためにEUが必要なWEUの能力を取り込み、そのため必要な決定を2000年末までに下すとし、さらに、これによりWEUは機構としてその目的を達成したことになるであろうとした。

目下、EUはペータースベルク任務を遂行するためのWEUの能力を取り込む最終段階にはいっていると思われる。WEUがこれまで展開してきたこの分野での作戦行動を展開することは可能であろう⁽³⁰⁾。また2003年までに設置を決めた緊急展開部隊の具体的な検討にはいっているが、おそらく前述のWEUのFAWEUがそのモデルとして参考になり、実際にEUが取り込むことが可能であろう。その意味でWEUが

90年代に培ってきた防衛能力を提供するという目的は達成されつつあるであろう。

WEUからEUに継承されるべき機能、機構あるいは人員が移行すれば、WEUという機構はその役目を終える。しかし、実際EUがWEUから継承されるべきはWEUという機構の45年余りの歴史のなかの経験であろう。WEUは各国政府の政治的意図に阻まれ、あるいはNATOの影で軍事機構としての役割を長く果たすことができなかった。WEUが1987年の「綱領」で欧洲防衛機構としてのWEUの「活性化」をめざし、それが欧洲統合の過程に重要な寄与をなすとした。そして、90年代にWEU自らの防衛能力を高め、中東欧諸国を加えることによってその貢献の範囲を拡大した。その帰結として、自らの歴史に幕をおろし、EUという統合の深化を追求する機構に託したのである。WEUがEUに託したもの、それは広く欧洲安全保障アイデンティティーの構築と言えよう。

註

- (1) Jolyon Howorth, *The Common European Security and Defence Policy: Nice was the easy bit: now for the real problems*, paper delivered to the fifthe ECSA-World Conference, Brussels, 14 -15 December 2000.
- (2) Gustav Gustenau, 'Towards a common European security policy on security and defence: an Austrian view of challenges for the "post-neutrals", *Occasional Paper 9*, Institute for Security Studies of WEU, Ocotober 1999. Hanna Ojanen, 'Participation and influence: Finland, Sweden and the post Amsterdam development of the CFSP,' *Occasional Paper 11*, Institute for Security Studies of WEU, February 2000.
- (3) Joint Declaration issued at the British-French summit, Saint-Malo, France, 3-4 December 1998.
- (4) J. Howorth は1987年のWEU「欧洲安全保障利益に関する綱領」が発表されて、欧洲安全保障防衛問題は「タブー」から「仮想現実(virtual)」になり、サンマロ宣言で「現実(real)」問題になったとする。(J.Howorth, *op.cit.*)
- (5) WEU総会が提案した行動計画「防衛の時」で1999年は欧洲固有の防衛の始まりを刻む年とされた。「先例の無い歴史的機会が我々の眼前に開けている。欧洲防衛機構に向けた決定的な段階をとり得る機会である。これまで、基本的条件が整っていなかったために、また欧洲の各政府が必要な政治的意図を欠いていたために可能でなかった。(略)実質的飛躍を遂げる機会である。EUに防衛能力を提供する時がきた。ユーロの出現した1999年はまた、欧洲固有の防衛の始まりを刻む年になろう。我々は我々の政府にこの歴史的機会をとらえ、その責任を回避しないことを求める。」(the Assembly of WEU, Time for Defence, 16, March 1999.)
- (6) European Council, the Declaration on strengthening the Common European Policy on Security and Defence, 4 June 1999.
- (7) 但し、1999年の後半の議長国はWEUがルクセンブルク、EUがフィンランドである。WEUとEUの議長国が一致している時期と国名は以下のとおりである。2000年前半ポルトガル、後半フランス、2001年後半ベルギー、2002年前半スペイン、2003年前半ギリシャ。<http://www.weu.int/eng/presidency.htm>
- (8) WEU Ministeral Council, Luxembourg Declaration, 23 November 1999.
- (9) Helsinki European Council, Presidency conclusion, Common European Policy on security and defence, 11 December 1999.
- (10) 次のように記されている「アムステルダム条約で規定されているようにWEUをEUに統合する代わりに、WEUにすで

- に存在しているものと並行して、EUは第二の柱に意思決定構造を創造することを決定した。」(Assembly of WEU, The consequences of including certain functions of WEU in the Europe Union—reply to the annual report of the council, 5 June 2000. p. 2.) WEUには、WEU理事会の下にWEU軍事委員会(WEU Military Committee)、政治軍事グループ(the Politico-Military Group)があり、軍事スタッフ(the Military Staff)も1998年5月から常駐している。
- (11) The Forty-Sixth Annual Report of the WEU Council to the WEU Assembly, 1 January—31 June 2000, p. 1.
 - (12) 修正ブリュッセル条約第IX条「WEU理事会はその活動、とくに武器管理に関して欧州会議諮問会議へのブリュッセル条約締結国代表から構成されているWEU総会に対して年次報告を作成する。」
 - (13) 4つの条件が挙げられている。(a)WEUによる民主的審査は修正ブリュッセル条約が欧州連合条約に置き換えられるまで、修正ブリュッセル条約を基礎とし続けなければならない。(b)欧州連合条約が修正ブリュッセル条約に置き換えられず、WEUのEUへの完全な統合が達成されない状況においては、欧州28カ国の議員が構成員であるという特徴を有しているWEU総会が、民主的審査が新たな制度的枠組みによりよく適応するために必要な変更に関する権限行使し続けるべきである。(c)このような枠組みにおいて、条項はWEU総会と欧州議会の協力により作成されなければならない。(d)WEUがEUに完全に統合され、欧州連合条約が修正ブリュッセル条約に置き換わられたなら、安全保障と防衛分野におけるEUの将来の活動の民主的審査機構を観察する必要がある。
 - (15) 「欧州安全保障防衛：議会の観点」(European Security and Defence: the parliamentary dimension, report Submit-

ted on behalf of the Political Committee by Wolfgang Behrendt, 21 March 2000) という報告書がWEU総会の政治委員会に提出された。この報告書では「WEUのペータースベルク任務機能のEUへの移行過程で出現した問題は、その移行がケルン、ヘルシンキの欧州理事会で決定され、EU枠内で計画された共通欧洲安全保障防衛政策により、そしてこの移行にどのような変更が必要かをEUが新たに創造する意思決定機構の決定により進められるがために、これらの新たなEUの役目に対する審議・審査がどのようにしてまたどの議会によりおこなわれ、そして信託されるのかという問題である」とし、1999年の政府間会議でもこの議会審査が企図されてないことを指摘した。さらに「EU各国首脳はWEUの機能をこれまでCFSPに関わってきたEUの第二の柱に移行する事を決めたが、この第二の柱では政策を形成し・施行する欧州理事会はいかなる法的義務を負わない。欧州議会がどのような方向に向かうにせよそれは限られたものである」と指摘した。その上でWEUに言及し、「WEUは修正ブリュッセル条約第IX条(「締結国のいずれかが武力攻撃の目標にされた場合、他の締結国は国連憲章第51条の規定に従い、被攻撃国に軍事およびあらゆる支援をおこなう。」)で理事会はWEU総会に定期的報告をおこなう義務を有しているという点でこの状況は異なる。WEU理事会の多くの活動がEUに移されるが、もし欧洲安全保障防衛政策に関して議会による拘束規定が無いならば、ESDPの議会関与に関して空白が生まれるおそれがある」と指摘した。

- (16) WEU構成国の他機構加盟状況は、EUとNATOの双方のメンバーである正加盟国のドイツ、フランス、イギリス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、オブザーバのデンマーク、フィンラ

ンド。準加盟国にはNATOのみ加盟のアイスランド、ノルウェー、トルコ、チエコ、ハンガリー、ポーランド。オブザーバーにはEUのみ加盟のオーストリア、アイルランド、スウェーデン。連合パートナーはEU、NATOとも未加盟のブルガリア、スロベニア、スロバキア、ルーマニア、エストニア、ラトビア、リトニア。

- (17) <http://www.weu.int/file://A:¥WEU FUTURE.files¥future.htm>
- (18) 登録されているFAWEUは、欧州軍団(構成国ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、スペイン)、多国籍師団(ベルギー、ドイツ、オランダ、イギリス)、英蘭陸海軍、緊急展開部隊(フランス、イタリア、ポルトガル、スペイン)、独蘭司令部、西伊蘭海軍、欧州空軍グループ(ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、イギリス)の8つである。
- (19) WEUサテライトセンターは1993年にマドリーに設立された。91年にWEUの付属機関としての設立が準備され現在では理事会のもとにおかれている。衛星データの分析は武器管理協定の査察、危機監視、WEUの作戦支援サポートまた海上監視、環境監視にも用いられている。また技術者の養成もおこなっている。
- (20) WEU安全保障研究所は1990年にWEUの付属機関として設置された。設立目的は欧州安全保障防衛アイデンティティーの促進の支援であり、WEU理事会のもとに置かれているが、かなりの独立性を有している。
- (21) 2000年9月の国防相会議で議長国フランスのリシャール国防大臣はこれら機関のEUへの移行に関して、次のように述べている。
「WEUは、EUに有用であろうサテライトセンターと安全保障研究所を提供する用意がある。この2つの機関をEUの防衛構造に移行させるについて、独立し

た部局として扱われることを望む。サテライトセンターは「WEUという王冠の宝石」ともいえる価値あるものである。NATOでさえこのようなセンターを有してはいない。EUはセンターの有効性を十分に保護すべきである。それは、EUにとってまた共通安全保障防衛政策にとっても他のすべてに優先されるものになるであろう。また安全保障研究所は防問題に関する研究が集積しており、また専門家的知識の情報源となり得る」。

(The implementation of the Common European Security and Defence Policy and WEU's future role-reply to the annual report of the Council, 15 November 2000, p. 11.)

- (22) 「部局」として設置することはWEUが有していた「将来展望」をよみがえらせることがある。(Antonio Missiroli, CFSP, Defence and Flexibility, Chайлット Paper 38, February 2000, p.32.)WEUの機能、人員、組織のEUへの移行については、このような「部局」として設置のほか、integration, merge, inclusion, transfer, taking-over, incorporateなど様々な使い分けがおこなわれていると思われる。
- (22) <http://www.weu.int/eng/info/russia.htm>
- (23) <http://www.weu.int/eng/info/taf.htm>
- (24) IEPG (Independent European Programme Group)は、欧州の軍備調達協力、兵器の標準化・共用化など通常兵器協力の推進を目的として1976年に設立された。(拙稿「IEPG—欧州兵器協力の軌跡」『国際政治』第108号、1995年、101—115頁。)
- (25) 当初の加盟国は、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、トルコ、イギリス。
- (26) 拙稿「WEUからみる欧州安全保障」『新

- 防衛論集』第7巻第3号、1999年、65—66頁。
- (27) 詳しくは拙稿「欧州軍備協力の現在」山本編『国際安全保障の新展開』、1999年、248—250頁を参照されたい。
- (28) *Defense News*, March 5, 2001.
- (29) 少なくともこの決定で遭遇の決まっていない機構がいくつかあった。常設機構の企画部、状況分析センターがそうである。
- (30) WEUが展開してきて、EUに移行したものは、危険が少なく、重要性が無く、コストのかからないものだという指摘もある。(Antonio Missiroli, *op. cit.*, p. 10.)

本稿は日本国際政治学会2001度研究大会部会(2001年5月18日・かずさアカデミアホール)報告発表論文である。